

～次世代認定マーク「くるみん」を取得～

損害保険料率算出機構【略称：損保料率機構】は、次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、2008年6月11日付で東京労働局長より「基準適合一般事業主」として認定を受け、次世代認定マーク「くるみん」を取得いたしました（2013年8月20日付更新）。

損保料率機構では、男女問わず優秀な人材を見だし、育て、活躍を期するために、以下の基本方針を策定し、「女性が活躍できる職場づくり」を推進しています。

～基本方針～

1. 男女問わず優秀な人材が能力や意欲を最大限に発揮できる環境作りを進めます。
2. 女性のライフスタイルに合わせた働き方のできる環境の整備を進めます。

上記二つの基本方針のもと、育児休業制度の拡充など、ワークライフバランスへの取り組みを積極的に行った結果、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として認められ、次世代認定マーク「くるみん」の取得にいたったものです。

損保料率機構は、今後とも育児と仕事の両立を支援し、男女共により働きやすい環境をつくって参ります。



次世代認定マーク
「くるみん」

※次世代育成支援対策推進法（2005年4月施行）とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律です。301人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出る義務があります。事業主は、行動計画に定めた目標を達成するなど、法律に基づく一定の条件を全て満たし、行動計画の計画期間が終了した場合には、都道府県労働局長より認定を受けることができます。